

# 初めに

2026 年 4 月、全国で最大 250 億円の詐欺被害の疑いがあるとして、データ管理会社「クリアースカイ」による投資トラブルが報道されました。

また、東三河でも 16 億円余の被害があったとも報道されています。これは、東三河での特殊詐欺被害が例年 2 億円程度だったことを考えても異例の被害額です。

ここまで被害が拡大したのは、実際の関与とは別に国会議員や芸能人、警察との関係などをアピールしたり、一般の方が理解し難い Web3（虚偽の）事業説明などがありました。

東三河においては、クリアースカイの愛知県を管轄する特別代理店が豊橋市にあったり、豊橋の元公職者を介した紹介が存在したことも、被害拡大の一因かと思われます。

被害者の中には、将来の為に貯めていた大切なお金を奪われてしまった方もいます。

この様な被害者が少しでも減っていく様に、騙されない為の考え方を少し紹介させていただきます。

まず「高い利回り」や「元本保証」という言葉は詐欺師の常套句なので気をつけて下さい。

また、ネットワークビジネスの様な「紹介制度での投資勧誘（実体のない商品含）」は、詐欺の可能性が非常に高いと言えます。

そして、詐欺師は有名人や公人、大手企業との近さをアピールしますが、ビジネスモデルに信用がないからこそ、他者の威を借りるものです。

是非、これらのことを胸に置いておいて頂きたい思います。迷ったら、ご家族や古くからの友人など信用できる第三者にお聞き下さい（私にご相談頂いても構いません）。

騙されてしまう人が存在する以上、詐欺師は繰り返し詐欺ビジネスを立ち上げてきます。

市民一人一人が、詐欺に対する防御力を高めて頂きたいと思います。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



## 投資詐欺会社を暴く最強の武器

金融庁  
金融事業者一括検索

<https://search.fsa.go.jp>



投資や資産運用、利益分配行為を行う業者は、金融庁に登録されて初めて業務を行えます。

外資であっても例外はありません。

「投資ではない」「権利収入だ」等と言われても、実態が投資なら...

上記、一括検索で業者名を検索し確認しましょう。0 件と出たら違法業者です。

## 暗号資産（仮想通貨）取引の税制改正と危険性について

暗号資産（ビットコインなど）は、2008 年のサトシ・ナカモトの論文から誕生したと言われ、最近ではビットコイン価格の乱高下が報道されるなど認知が進んでいます。

その様な中で、高い税率を問題視する投資家もいました。その為、国は税制改正を実施し、2028 年以降に株式投資などと同じ「分離課税（一律約 20%）」へ移行することになりました。

\* 変更点の一部紹介（税率の中には、市住民税も含まれ変更されます）

| 項目       | 現行制度（総合課税） | 2028 年以降は分離課税         |
|----------|------------|-----------------------|
| 税率       | 最大 55%     | 一律 20%（+ 復興特税 0.315%） |
| 対象取引     | 全ての暗号資産取引  | 一部の暗号資産（ビットコイン等）      |
| 海外取引所を使用 | 総合課税       | 総合課税（分離課税対象外）         |

一見、税率が下がり行政メリットは無いように見えますが、現在の税率の高さから生じる申告漏れを防ぐことや、取引口座の捕捉と透明化、そして税負担の軽減による取引市場の活性化を通じて、結果的に適正な課税と税増収に繋がることが期待されています。

一方で、税率が下がることから、市民の暗号資産取引の間口も広がり、そのリスクについての周知は必要に思います。

特に、海外取引所を利用すると最大 55%の課税は変わらず、暗号資産を海外から日本のウォレット（口座みたいなもの）に移す際にその暗号資産が消えてしまう事故（\*）もあとを絶ちません。

\* 暗号資産は「一度間違えて送金すると、この世から完全に消滅し二度と戻らない」という致命的な特徴があります。

つまり最悪の場合、海外取引で大きな利益を得ると「最大 55%の税金が翌年に請求される」事になりますが、暗号資産を日本に移そうとして消えてしまったとき、払えない税金の負債だけが残る可能性が充分あります。そこで...

市民の大事な資産が守られるよう周知啓発を市にも依頼しました。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

|              |                                                                                                           |                                                |  |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--|
| 制作及び<br>文章責任 | くらはし ひでき<br>倉橋 英樹                                                                                         | 連絡先（携帯）<br>090-6577-6895<br>fpkura@yahoo.co.jp |  |
| 住所<br>H P    | 愛知県豊川市御津町広石広国 49-1<br><a href="https://fpkura.wixsite.com/website">https://fpkura.wixsite.com/website</a> |                                                |  |

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

オンブズ議員の活動報告

No.58

主権者の皆様へ

令和 8 年 6 月定例会／一般質問

市営住宅（住民トラブル）について

市営住宅の入居者様から同じ入居者による嫌がらせを受けていると相談がありました。現場も確認し、市の指導があっても数年間続いていると聞き、対策を問いました。

（質問・答弁要旨抜粋）

| Q（倉橋の質問）                                               | A（市当局の答え）                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市営住宅の団地数、管理戸数及び入居戸数の状況（入居率）を聞く。                        | 令和 8 年 4 月 1 日現在で、団地数が 21 団地、管理戸数が 1,030 戸、入居戸数が 804 世帯。廃止予定で現在募集を行っていない団地を除いた平均入居率は 83.1%。最低値は千両住宅の 70.7%、最高値は諏訪西住宅の 97.1%です。                                              |
| 市営住宅における直近 3 年間の住民トラブルに関する苦情や相談の件数、解決状況、主な相談内容は？       | 住民トラブルの相談は、令和 5 年度が 21 件（未解決 3 件）、令和 6 年度が 22 件（未解決 5 件）、令和 7 年度が 22 件（未解決 6 件）でした。主な相談内容は、駐車場の共用区画の利用関係、生活騒音関係、自治会費関係、ペットの飼育違反関係、喫煙マナー関係などです。                              |
| 市営住宅条例第 42 条「住宅の明渡請求」の概要と、直近 10 年の明渡請求の事例は？            | 不正行為によって入居、家賃を 3 か月以上滞納、市営住宅又は共同施設を故意に毀損、正当な事由によらず 15 日以上市営住宅を使用しない、施設の維持管理義務、迷惑行為の禁止、転賃の禁止などの規定に違反したときなどに、市営住宅の入居者に住宅の明渡しを請求することができる規定です。明渡請求は直近 10 年で 1 件あり、家賃滞納によるものでした。 |
| 住民への嫌がらせで張り紙が複数される状況がある。仮に同じ市営住宅入居者によるものであった場合、どう考えるか。 | 程度にもよるが、明渡請求の事由の規定に該当する可能性がある。迷惑行為は過去にも事例があり、文書及び口頭で指導・注意をしてきた。                                                                                                             |
| 被害者と同じ階層の住民全員が求めるなどした場合、市としてカメラ設置を検討して貰えないか。           | プライバシー配慮の観点から、設置場所やカメラの向き、撮影範囲などを考慮する為、協議調整が必要であると考えます。                                                                                                                     |

市営住宅の平均入居率は 83.1%と決して良い数字ではありません。また、今回相談頂いた市営住宅では嫌がらせを苦にして転居された住民もいたと伺いました。

民間の集合住宅では、犯罪抑止や防犯目的にエントランスや廊下に監視カメラを設置し、入居者に安心感をもたせることで入居率向上に寄与しているところもあります。

また、公営住宅でも都市部などで一部カメラ設置の動きもあります。

本市も監視カメラ（ダミー含）の設置を柔軟に考えていって貰いたい。

税金の使い方考えよう

空家バンクについて

2018 年（平成 30 年）から登録が始まった空家バンク制度。空き家のある地域はそれだけで土地の資産価値が数%減ってしまうといい、景観や市民の財産を守る対策の一つですが…これまで 69 件登録され一定の効果が見える一方、その運用に疑問もあり質問しました。

（質問・答弁要旨抜粋）

| Q（倉橋の質問）                                                         | A（市当局の答え）                                                                             |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 空家バンクの協力事業者はどんな業務をし、どんなルールで選定されているのか。                            | 協力事業者は、空家所有者と物件の相談、見学、交渉、契約に関する業務を行う。選定方法は宅建協会に一任しているが、不動産業 30 者の輪番制で割り当てている。         |
| 1 度しか依頼が来てないという業者がある中、4 回も選定された業者もあり、輪番制とは思えない偏りがあるが、どの様に考えているか。 | 宅建協会に一任しているので、特段の問題があるとは考えていません。                                                      |
| 疑義が出るような運用はよくない。業者選定が適切に行われることの確認をしていかないのか。                      | 協力事業者の選定が適切に行われることは必要。毎年度、登録協力事業者一覧を提出頂き、物件ごとに選定協力事業者の報告と合わせて確認を行っていきます。              |
| 空家バンク利活用費補助金の概要は？                                                | 空家バンクで成約した物件を対象に、改修工事費（上限 50 万円）や家財処分費（上限 10 万円）を補助する制度です。補助率は 2 分の 1 です。             |
| 他市の同種制度の上限額はどうか？                                                 | 蒲郡市では、市外移住者に経費の 3 分の 2 上限 200 万円となる。新城市は最大 80 万円。                                     |
| 本市も、空き家の利活用促進や移住者誘致の視点で拡充を考えないか。                                 | 令和 9 年度に予定する空家等対策計画改定に向け、調査・研究を進めていきたい。                                               |
| 蒲郡市や岩倉市では、解体業者の情報提供サービスを行う民間事業者と空家対策に関する連携協定を締結しているが、その内容は？      | 空家の解体費用の概算や解体後の土地価格相場の情報提供や空家維持に係る費用目安、空家放置した場合の悪影響診断のほか、空家に関する相談窓口の提供などがある。          |
| 住民の知識が増え、行政のコスト削減や職員負担の軽減にも寄与すると思う。本市も提携すべきではないか。                | 空家の除却や跡地の利活用等が促進されると期待されます。また、本市は空家バンクの登録件数の伸び悩みもある為、令和 9 年の空家等対策計画の改定に向けて研究を進めていきたい。 |

空家バンク協力事業者様には、遠方の所有者との調整など努力頂いていることに感謝する一方で、輪番制とは思えない運用はその努力に水を指すものであり、是正されたい。

そもそも中小零細の不動産業者には得手不得手（例えば、御津町の業者なら御津周辺の物件に強いなど）がある中、輪番制で不得意な地域をやらされるのは、業者と市民どちらにとっても不幸なことになりかねません。地元業者の立候補も認める様にするなど…

市は常に公正性と効率性、そして市民の為になっているかを考えて欲しい。